

吸収分割に関する事後備置書類

2023年7月1日

株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド

株式会社ミンカブソリューションサービシーズ

2023年7月1日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都港区東新橋一丁目9番1号
株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド
代表取締役社長兼 CEO/CFO 瓜生 憲

東京都港区東新橋一丁目9番1号
株式会社ミンカブソリューションサービシーズ
代表取締役社長兼 CEO 齋藤 正勝

株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド(以下「分割会社」といいます。)と株式会社ミンカブソリューションサービシーズ(以下「承継会社」といいます。)は、2023年5月30日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2023年7月1日を効力発生日として、吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行いました。本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条各号に定める事項は、以下のとおりです。なお、本件分割は、承継会社においては会社法第796条第1項に定める略式分割となります。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)
2023年7月1日
2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条、及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第189条第2号)
 - (1)会社法第784条の2(株主による吸収分割の差止請求)の規定による手続の経過について
分割会社に対して、会社法第784条の2に基づき本吸収分割の差止請求を行った株主はありませんでした。
 - (2)会社法第785条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について
分割会社は、会社法第785条第3及び第4項に基づき、2023年6月9日に電子公告により株主に対して公告を行いました。同条第1項に従い当社に対して株式の買取りを請求した株主はいませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求手続）の規定による手続の経過について
分割会社は、会社法第 787 条第 3 及び第 4 項に基づき、2023 年 6 月 9 日に電子公告により新株予約権者に対して公告を行いました。同条第 1 項に従い当社に対して株式予約権の買取りを請求した者はいませんでした。会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）
本吸収分割に係る債務の承継は、重畳的債務引受の方法によっているため、本吸収分割に関し、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による手続の経過について

承継会社の株主は分割会社のみであり、承継会社に対して、会社法 796 条の 2 に基づき本吸収分割の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について
分割会社は、承継会社の完全親会社であり、かつ、特別支配株主であることから、会社法第 797 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

承継会社は、2023 年 5 月 31 日付官報において、同社の債権者に対し、会社法第 799 条第 2 項に定める公告を行いました。同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はありませんでした。なお、知れたる債権者はいないため、個別催告はしていません。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日である 2023 年 7 月 1 日をもって、吸収分割契約の定めに従い、分割会社がソリューション事業に関して有する権利義務を承継いたしました。本吸収分割に伴い、承継会社が分割会社から承継した資産の額は 2,608 百万円（概算）、負債の額は 10 百万円（概算）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）
2023 年 7 月 3 日（予定）

6. その他重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上